3　非常災害時における長官の措置等

(一)　長官は、一の2の(二)の措置時、非常災害が発生した旨等を指定港内の船舶に周知させなければならないこととした。（第四四条第一項関係）

(二)　長官は、一の2の(三)の措置時、指定港内において、非常災害による船舶交通の危険のおそれがなくなった旨等を指定港内の船舶に周知させなければならないこととした。（第四四条第二項関係）

(三)　長官は、(一)の措置後(二)の措置までの間、指定港内の海上交通安全法第四条本文の船舶に、一の2の(四)と同様の情報を提供し、当該船舶は、当該情報を聴取しなければならないこととした。（第四五条関係）

(四)　長官は、(一)の措置後(二)の措置までの間、特定港の港長等に代わってその職権を行うこととした。（第四六条関係）

三　航路標識法の一部改正関係

1　航路標識の設置に関する許可基準の明確化等

航路標識の設置の許可基準等の規定の整備を行うこととした。（第三条～第一二条関係）

2　航路標識の設置に関する届出制度の創設

海上保安庁以外の者が灯光、音響又は電波以外の手段による航路標識を設置する場合、届出で足りることとした。（第一三条関係）

3　非常災害時における緊急措置

(一)　長官は、一の2の(二)の措置後一の2の(三)の措置までの間、指定海域又は指定港内において航路標識を設置する緊急の必要がある場合、付近の船舶に航路標識の設置に関する業務への従事を命じ、又は現場において、船舶の使用等をすることができることとした。（第二二条関係）

(二)　(一)による損失を受けた者に損失額を補償することとした。（第二三条関係）

四　施行期日

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、二の1の(一)の改正は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、三の1及び2の改正は平成二九年四月一日から施行することとした。

◇特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（法律第四三号）（内閣府本府）

1　目的

この法律は、産業構造及び国際的な競争条件その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の科学技術の水準の著しい向上を図ることが重要であることに鑑み、特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するため、基本方針の策定、中長期目標等に関する特例その他の特別の措置等について定めることにより、世界最高水準の研究開発の成果の創出並びにその普及及び活用の促進を図ることを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

(一)　この法律において「特定国立研究開発法人」とは、国立研究開発法人のうち、研究開発等の実績及び体制を総合的に勘案して世界最高水準の研究開発の成果の創出が相当程度見込まれるものとして、物質・材料研究機構、理化学研究所、産業技術総合研究所をいうこととした。（第二条第一項関係）

(二)　この法律において「研究開発」とは、科学技術に関する試験、研究又は開発をいうこととした。（第二条第二項関係）

(三)　この法律において「研究開発等」とは、研究開発並びにその成果の普及及び実用化をいうこととした。（第二条第三項関係）

3　基本方針

(一)　政府は、特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととし、基本方針には、特定国立研究開発法人による研究開発等の促進の意義及び基本的な方向に関する事項、研究開発等の促進に関して政府が講ずべき措置に関する基本的な事項、研究開発等の促進を図るための体制の整備に関する事項等を定めることとした。（第三条第一項及び第二項関係）

(二)　内閣総理大臣は、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととした。（第三条第三項関係）

4　特定国立研究開発法人の長の解任に関する特例

特定国立研究開発法人の主務大臣は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第二三条第二項及び第三項に規定する場合のほか、特定国立研究開発法人の長（以下「法人の長」という。）の職務の執行が適当でないため当該特定国立研究開発法人による世界最高水準の研究開発の成果の創出が見込まれない場合であって、その法人の長に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その法人の長を解任することができることとした。（第四条関係）

5　中長期目標等に関する特例

特定国立研究開発法人の主務大臣は、通則法第三五条の四第一項の規定により、中長期目標を定め、又はこれを変更するに当たっては、基本方針に基づかなければならないこととするとともに、特定国立研究開発法人の中長期目標及び業務の実績に関する評価等の特例について定めることとした。（第五条関係）

6　役職員の報酬、給与等の特例等

(一)　特定国立研究開発法人に係る役職員の報酬、給与に関する特例を設けることとした。（第六条第一項関係）

(二)　特定国立研究開発法人の専ら研究開発に従事する職員の給与その他の処遇については、研究開発の内容及び成果についての国際的評価を勘案するとともに、優秀な人材の確保並びに若年の研究者等の育成及び活躍の推進に配慮して行うこととした。（第六条第二項関係）

7　主務大臣の要求

特定国立研究開発法人の主務大臣は、科学技術に関する革新的な知見が発見された場合その他の科学技術に関する内外の情勢に著しい変化が生じた場合において、世界最高水準の研究開発の成果の創出並びにその普及及び活用の促進を図るため、当該知見に関する研究開発その他の対応を迅速に行うことが必要であると認めるときは、特定国立研究開発法人に対し、必要な措置をとることを求めることができることとした。（第七条関係）

8　特定国立研究開発法人による研究開発等の特性への配慮

政府は、通則法第三五条の七の規定による中長期目標の期間の終了時の検討その他通則法及び個別法（通則法第一条第一項に規定する個別法をいう。）の運用に当たっては、その研究開発が国際的な競争の下で行われていることその他の特定国立研究開発法人による研究開発等の特性に常に配慮しなければならないこととした。（第八条関係）

9　施行期日等

(一)　この法律の施行に関し必要な準備行為等を定めるとともに、内閣府設置法について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二条、附則第三条及び附則第六条関係）

(二)　政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、特定国立研究開発法人の範囲を含め、関連する制度の在り方について検討し、その結果に基づいて、所要の法改正を含む全般的な検討を加え、必要な措置を講ずることとした。（附則第五条関係）

(三)　この法律は、一部の規定を除き、平成二八年一〇月一日から施行することとした。

◇防衛省組織令等の一部を改正する政令（政令第二一九号）（防衛省）

一　防衛省組織令の一部改正関係

海上幕僚監部人事教育部人事計画課の所掌事務として、予備自衛官補の制度及び招集手続に関することを追加することとした。（第一一三条関係）

二　自衛隊法施行令の一部改正関係

教育訓練招集に応じている海上自衛隊の予備自衛官補の犯した犯罪については、海上自衛官である警務官等が司法警察職員として職務を行うこととした。（第一一一条関係）

三　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

海上自衛隊の予備自衛官補の被服について、海曹長等の例に準じて無料で貸与することができることとした。（第一七条関係）

四　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。